

介護サービスの利用者負担の減免について

①利用者負担の減免を受けるためには、
介護サービス利用時に、
有効期限が切れていない免除証明書
の提示が必要です。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、
有効期限をご確認ください。

②現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、
市町村により、引き続き介護サービスの
利用者負担が減免されることがあります。

▶ 利用者負担が免除される場合、
有効期限が更新された新しい免除証明書
を提示してください。

※被保険者証に記載された住所が福島県 富岡町、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村又は飯舘村の方は、引き続き、**平成27年2月28日まで**
免除証明書の提示が不要です。

※被保険者証に記載された住所が福島県 広野町、楢葉町又は川内村
の方は、**平成26年9月30日まで**免除証明書の提示が不要です。

**免除証明書に関してご不明な点があれば、お住
まいの市町村の窓口にお問い合わせください。**